

久留米市公告第 286 号

期日前投票所の人材派遣業務（久留米市長選挙）について、下記のとおり条件付一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び久留米市契約事務規則（昭和50年久留米市規則第9号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき公告する。

令和7年11月27日

久留米市長 原口 新五

1 入札に付する事項

- (1) 業務名：期日前投票所の人材派遣業務（久留米市長選挙）
- (2) 履行場所：①久留米市城南町15-3 久留米市役所2階くみホール  
②久留米市新合川1-2-1 ゆめタウン久留米特設会場
- (3) 業務内容：別紙「仕様書」のとおり
- (4) 履行期間：契約締結日の翌日から令和8年1月24日（土）まで
- (5) 契約方法：勤務した人数及び時間に1人1時間当たりの単価を乗じる単価契約
- (6) 予定価格及び入札比較価格：予定価格1,460円（税込）  
入札書比較価格1,328円（税抜）
- (7) 最低制限価格：無し
- (8) 支払条件：前払無し  
部分払い無し

2 入札に参加する者に必要な資格

入札参加できる者は、入札書の提出期限において、次に掲げる全ての要件に該当する者でなければならない。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 久留米市指名停止等措置要綱（平成6年久留米市庁達第6号）による指名停止措置を受けていないこと。
- (3) 国税（法人税又は所得税及び消費税をいう。）を完納していること。
- (4) 入札に参加しようとする者（本店又は支店等）の所在地に応じ、次に掲げる地方税等を完納していること。  
ア 久留米市内 県税及び市税並びに個人事業主にあつては国民健康保険料  
イ アを除く福岡県内 県税
- (5) 電子交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始

の申立てがなされている者でないこと。

- (7) 法人で、福岡県内に本店又は支店・営業所を有していること。
- (8) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号。以下「労働者派遣法」という。）に基づき、厚生労働大臣から労働者派遣事業の許可を受けていること。
- (9) 過去に、国又は地方公共団体において、本業務と類似する契約実績があり、その実績を示す資料を提出することが可能であること。
- (10) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと、又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。

### 3 契約条項を示す場所

「10 問い合わせ先（事務局）」に記載する場所

### 4 入札方法

入札参加を希望する者は、以下の（1）に掲げる提出書類を郵送にて提出すること。ただし、本市の入札参加資格有資格者名簿登載者については、ウ～オの提出書類は提出しなくてよい。また、エ、オは提出期限から遡って3か月以内に発行されたものに限る。

入札書に記載する金額は、消費税及び地方消費税の課税事業者・免除事業者を問わず、契約を希望する額から消費税及び地方消費税相当額を控除した金額（1人1時間当たりの額）を記入すること。

#### （1）提出書類

- ア 入札書（第8号様式）
- イ 入札参加資格確認申請書（第1号様式）
- ウ 役員等調書及び照会承諾書（第2号様式）
- エ 登記事項全部証明書（個人の場合、身分証明書）
- オ 次に掲げる、入札参加者の所在地区別及び法人・個人別の納税等証明書

所在地区分	税区分		納税等証明書	
		税目	法人	個人
市外	市外 (県外)	国税等	国税等に未納がない証明（納税証明書その3の3）	国税等に未納がない証明（納税証明書その3の2）
	市外 (県内)	福岡県税	福岡県税に未納がない証明	福岡県税に未納がない証明
市内		久留米市税	久留米市税に滞納がない証明	久留米市税及び国民健康保険料に滞納がない証明
		久留米国保	—	明

- カ 委任状（第3号様式）（支店等に参加手続き等の委任を行う場合）
- キ 参加資格に係る申立書（第4号様式）
- ク 許可取得状況に関する調書（第5号様式）  
厚生労働大臣による、労働者派遣法第5条第1項に基づく許可証の取得状況について記載すること。なお、記載した許可証について写しを提出すること。（本件入札日以降の有効であるものに限る。）
- ケ 使用印鑑届（第6号様式）
- コ 業務実績表（第7号様式）  
実績を証明する書類（契約書の写し等）も併せて提出すること。

(2) 提出期限

令和7年12月10日（水）17時15分まで（必着）

(3) 提出先（宛先）

「10 問い合わせ先（事務局）」に記載するところ

(4) 郵送方法

- ① 内封筒及び外封筒の二重封筒とする。
- ② 内封筒には、提出書類のうち、ア. 入札書を入れ、封筒表面に業務名及び商号（名称）を記入し封印する。
- ③ 外封筒には、②の内封筒及び提出書類のうちイ～コを入れる。また封筒表面には、「入札書在中」と朱書きし、業務名及び宛先を記入する。封筒裏面には、差出人の住所、商号（名称）、代表者の職名及び氏名を記入する。
- ④ 一般書留又は簡易書留のいずれかで郵送する。

## 5 開札

(1) 日時：令和7年12月11日（木）13時30分

(2) 場所：久留米市役所14階会議室

(3) 立会：入札者のうち立会を希望した者（入札参加資格確認申請書に希望する旨を記載した者）を立ち合わせる。ただし、希望者が多いときは久留米市が指名するものとし、希望者がいないときは、本入札関係事務に関係の無い市の職員を立ち合わせるものとする。

(4) 1者入札の取扱い

入札者が1者であった場合においても、その入札は有効とする。

(5) 落札候補者の決定

予定価格以下の範囲で最低の価格をもって入札した者を落札候補者とする。落札候補者となるべき同価の入札をしたものが2者以上ある場合は、くじにより落札候補者を決定する。落札候補者の資格を審査し落札者を決定する。

(6) 落札結果の通知

落札者には決定後速やかに通知するとともに、市ホームページで公表する。

## 6 入札保証金及び契約保証金に関する事項

### (1) 入札保証金

規則第7条第2号に基づき免除する。

### (2) 契約保証金

落札者は、契約締結までに契約金額に予定数量を乗じて得た額の100分の10以上を納めること。ただし、久留米市金銭会計規則（平成11年久留米市規則第8号）第105条に規定する有価証券又は市長が確実と認める金融機関の保証をもってかえることができる。また、規則第27条に該当する場合は免除する。

## 7 入札の無効に関する事項

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

- ア 入札参加資格のない者が入札したとき。
- イ 入札金額が予定価格を超えるとき。
- ウ 所定の場所及び日時までに入札書が提出されないとき。
- エ 入札書に入札金額の記載がないとき、又は入札金額が判読できないとき。
- オ 入札書に記載された事項に誤字又は脱字等があつて必要事項を確認できないとき。
- カ 入札書に入札者又はその代理人の記名押印がないとき。
- キ 同一の入札者が2以上の入札をしたとき。
- ク 法令又は入札に関する条件に違反したとき。

## 8 その他入札に関し必要な事項

### (1) 質問の受付期間及び受付場所

- ① 受付期間：公告日から令和7年12月3日（水）17時00分まで
- ② 受付場所：10 事務局
- ③ 質問の提出方法：  
質問書（様式第9号）をFAX又はEメールで提出し、電話により着信を確認すること。電話での質問は受け付けない。
- ④ 質問に対する回答：  
令和7年12月5日（金）までにEメールで回答する。また、必要に応じて市ホームページで公開する。

### (2) 契約締結日

落札した者は、令和7年12月18日（木）までに契約締結の手続を行うこと。

## 9 その他

- (1) 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札参加に係る費用は、提出者の負担とする。
- (3) 入札参加者は、地方自治法、地方自治法施行令、久留米市契約事務規則その他関

係法令を遵守すること。

- (4) 落札決定後に、当該落札決定者が無効な入札を行っていたことが判明した場合には、落札決定を取り消す場合がある。
- (5) 不正な入札があると認めるとき、又は天災地変その他の理由により入札を続行することが困難であると認めるときは、当該入札の執行を延期し、停止し、又は中止することがある。
- (6) 落札者は、契約の際に暴力団排除に係る条項を記載した市指定の誓約書を提出しなければならない。ただし、久留米市の入札参加有資格者名簿に登載されている者は、この限りでない。

#### 10 問い合わせ先（事務局）

久留米市選挙管理委員会事務局（担当：星野 吉田）

住所：〒830-8520 久留米市城南町15-3

電話：0942-30-9238

FAX：0942-30-9752

Eメール：senkan@city.kurume.lg.jp